平成２２年（フ）第７６号
三重県四日市市大井手１丁目５番25号
債務者　中村　　恵
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
大津市穴太２丁目７番13号
債務者　石川　志乃
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８号
兵庫県尼崎市塚口本町６丁目４番14号オプス塚口101
債務者　金子　澄恵
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３号
兵庫県尼崎市大島１丁目13番31号高尾文化201、前住所兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目２番17号プレステージⅢ301
債務者　中村　典子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４６号
兵庫県尼崎市神田南通６丁目188番地、前住所兵庫県尼崎市北竹谷町３丁目130番地ヴィラ・リビエール303号
債務者　花段興業こと　花段　　裕
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４７号
兵庫県尼崎市神田南通６丁目188番地、前住所兵庫県尼崎市北竹谷町３丁目130番地ヴィラ・リビエール303号
債務者　花段伊津子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６３号
兵庫県西宮市室川町12番９号
債務者　平島　啓司
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７５号
兵庫県尼崎市七松町２丁目14番12号
債務者　隠岐佐惠子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９６号
兵庫県尼崎市立花町１丁目24番37号　曙ハウス12号、前住所兵庫県尼崎市立花町１丁目24番37号　曙ハウス13号
債務者　ポゥこと　石川　　学
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９７号
兵庫県尼崎市大西町３丁目９番18号　シャトルヨネ105号
債務者　松原　良太
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２２号
兵庫県西宮市段上町２丁目15番８号いーな甲東園103号、前住所兵庫県西宮市若山町８番35―401号
債務者　森田　宏美（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１号
兵庫県豊岡市城崎町飯谷269、住民票上の住所兵庫県豊岡市城崎町飯谷151番地
債務者　宇野　勝己
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
鳥取県鳥取市若葉台南３丁目９番21号
債務者　中村真由美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
鳥取県鳥取市的場４丁目６番地３
債務者　杉村　暁彦
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３号
鳥取県鳥取市立川町５丁目54番地57　巨島アパート、旧住所鳥取県鳥取市宮長226番地25
債務者　太田　法之
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４号
鳥取県鳥取市若葉台南１丁目６番11号コーポあかとんぼ103号、旧住所兵庫県宍粟市山崎町千本屋508番地９
債務者　周藤　　保
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２号
広島県尾道市向東町4854番地１
債務者　難波　孝光
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係